

弁護士報酬等に関する規程

* 本規定は、弁護士報酬等の目安を定めたものです。事件の内容・複雑さ等により弁護士報酬等は増減することがありますので、個別事件の弁護士報酬等については、ご相談の際に担当弁護士までお問い合わせください。

第1章 総則

(弁護士報酬の種類)

第1条 弁護士報酬は、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当とする。

(支払時期)

第2条 着手金は原則として事件等の依頼を受けたときに、報酬金は事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士の報酬は依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(消費税)

第3条 この規程に定める額は、消費税法にもとづき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

(事件の個数等)

第4条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬のみを受

ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第2章 法律相談料

(法律相談料)

第5条 法律相談料は、次表のとおりとする。

初回法律相談（30分）	無料
上記以外	30分ごとに5000円

第3章 着手金と報酬金

(民事事件の着手金と報酬金の算定基準)

第6条 民事事件の着手金と報酬金については、原則として、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第7条 前条の経済的利益の額は、原則として、別紙のとおり算定する。

(経済的利益—算定不能な場合)

第8条 前条により経済的利益の額を算定することができないときは、原則として、その額を800万円とする。

(着手金と報酬金の算定方法)

第9条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件、仲裁事件の着手金と報酬金は、原則として、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え, 3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

例) 500万円の損害賠償請求を依頼し, 500万円回収した場合の

着手金・報酬金の計算式

$$\begin{aligned} \text{着手金} &: (300\text{万円} \times 0.08) + (200\text{万円} \times 0.05) \\ &= 34\text{万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{報酬金} &: (300\text{万} \times 0.16) + (200\text{万円} \times 0.10) \\ &= 68\text{万円} \end{aligned}$$

- 2 前項の着手金及び報酬は, 事件の難易度・軽重・依頼者の資力等を考慮して, 30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは, 前二項にかかわらず, 着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 着手金の下限は10万円とする。

(示談交渉事件及び民事調停事件)

第10条 示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件及び民事調停事件の着手金及び報酬金は, この規程に特に定めのない限り, それぞれ前条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし, それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額すること

ができる。

- 2 示談交渉事件及び民事調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、原則として、前条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

(離婚事件)

第11条 離婚事件の着手金と報酬金は、次表の通りとする。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚交渉事件・離婚調停事件	各々20万円から50万円の範囲内の額
離婚訴訟事件	30万円から60万円の範囲内の額

- 2 前項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第9条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(境界に関する事件)

第12条 境界に関する訴訟の着手金と報酬金は、原則として、各々30万円から60万円の範囲内の額とする。

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第9条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する示談交渉事件及び調停事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

る。

- 4 前3項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、境界に関する事件の着手金および報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(保全命令申立事件等)

第13条 仮差押および仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という。)の着手金は、第9条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

- 2 前項の事件が重大または複雑であるときは、第9条の規定により算定された額の4分の1の報酬を受けすることができる。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬を受けすることができる。

- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第9条の規定に準じて報酬を受けすることができる。

- 4 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金をうけることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 5 第1項の着手金および第2項の報酬金並びに前項の着手金および報酬金は、本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けとることができる。

- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、各々10万円

を最低額とする。

(民事執行事件等)

第14条 民事執行事件の着手金は、第9条の規定により算定された額の2分の1とする。

2 民事執行事件の報酬金は、第9条の規定により算定された額の4分の1とする。

3 民事執行事件の着手金および報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第9条の規定により算定された額の3分の1とする。

4 執行停止事件の着手金は、第9条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。

5 前項の事件が重大または複雑なときは、第9条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、各々5万円を最低額とする。

(破産事件)

第15条 破産事件の着手金は、資産や負債の額、関係人の数など事件の規模や事件処理に応じて定めるが、原則として次の額とする。

事業者の自己破産事件	30万円以上
非事業者の自己破産事件	20万円以上
法人の破産事件	50万円以上

(民事再生事件)

第16条 民事再生事件の着手金は、原則として、次の額とする。

小規模個人再生事件と給与所得者等再生事件	20万円以上
事業者・法人の民事再生事件	100万円以上

(任意整理事件)

第17条 任意整理事件の着手金は、原則として、次の額とする。

事業者の任意整理事件	50万円以上
非事業者の任意整理事件	30万円あるいは債権者1社あたり3万円

- 2 債務の減免により終了した場合は、減額された金額の10%を報酬とする。
- 3 債権者から過払い金を回収した場合は、回収した金額の20%を報酬とする。

(刑事事件)

第18条 刑事事件の着手金は、原則として、20万円から50万円の範囲内の額とする。

- 2 刑事事件の報酬金は、原則として、30万円から50万円の範囲内の額とする。
- 3 裁判員裁判となることが見込まれる事件の着手金および報酬金は、前2項の規定にかかわらず、各々50万円から100万円の範囲内の額とする。

(少年事件)

第19条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下、同じ。）の着手金は、原則として、20万円から50万円の範囲内の額とする。

2 少年事件の報酬金は、原則として、20万円から50万円の範囲内の額とする。

(告訴、告発等)

第20条 告訴、告発、検察審査会への申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続きの着手金は、1件につき10万円以上とし、報酬金は依頼者との協議によるものとする。

第4章 手数料その他

(手数料)

第21条 手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、原則として、次のとおりとする。ただし、事件の内容が複雑・困難な場合には、依頼者と別途協議をして手数料を定める。

法律関係調査（事実関係調査を含む）	5万円～20万円の範囲内の額		
内容証明郵便	弁護士名の表示なし		2万円
	弁護士名の表示あり		3万円から5万円の範囲
契約書の作成及びこれに準ずる書類	定	経済的利益の額が1000万円未	5万円から10万円の範囲内の
	型	満のもの	

の作成			額	
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円から30万円の範囲内の額	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
	非定型		経済的利益の額が300万円以下の部分	10万円
			経済的利益の額が300万円を超え、3000万円以下の部分	1%
			経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
			経済的利益の額が3億円を超える部分	0.1%
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する		
遺言書		定型	10万円～20万円の範囲内の額	
	非定型		300万円以下の部分	10%
			300万円を超え超え、3000万円以下の部分	1%
			3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%

	3億円を超える部分	0.1%
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する
遺言執行	300万円以下の部分	30万
	300万円を超え、3000万円以下の部分	2%
	3000万円を超え3億円以下の部分	1%
	3億円を超える部分	0.5%
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。
簡易な自賠償請求	給付金額が150万円以下の場合	3万円
	給付金額が150万円を超える場合	給付金額の2% ただし10万円を上限とする

(任意後見と財産管理・身上監護)

第22条 任意後見または財産管理・身上監護の弁護士報酬は、原則として、次のとおりとする。ただし、事務の内容が複雑・困難な場合には、依頼者と別途協議をして弁護士報酬を定める。

依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行うとき	月額5000円～5万円の範囲内の額
--------------------------------	-------------------

依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行うとき	月額 3 万円～ 1 0 万円の範囲内の額
任意後見契約または財産管理・身上監護契約を締結した後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談するときの手数料	1 回あたり 5 0 0 0 円から 3 万円の範囲内の額

(顧問料)

第 2 3 条 顧問料は、原則として、次のとおりとする。

非事業者	年額 6 万円以上 (月額 5 0 0 0 円)
事業者	月額 3 万円以上

(日当)

第 2 4 条 日当は、原則として、次のとおりとする。

半日 (往復 2 時間を超え 4 時間まで)	1 万円以上 2 万円以下
一日 (往復 4 時間を超える場合)	3 万円以上 1 0 万円以下

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

(実費等の負担)

第25条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他の委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

第5章 中途終了の清算条項その他

(委任契約の中途終了)

第26条 委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不可能により途中で終了したときは、弁護士の処理の程度に応じて清算をおこなうこととし、処理の程度についての依頼者と弁護士の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払を行うものとする。

ただし、依頼者が弁護士の責によらない事由で解任し、または無断で取下、放棄、和解等をなし事件を終了させ、もしくは委任事務の遂行を不能ならしめたときは、委任の目的を達したものとみなし、弁護士は、依頼者に対して報酬の請求をすることができる。

(事件等処理の中止等)

第27条 依頼者が弁護士報酬または実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第28条 依頼者が弁護士報酬または実費等を支払わないときは、弁護士は依頼者に対する金銭債務と相殺し、または事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

(この規定に定めのない事件等)

第29条 この規定に定めのない事件等の弁護士報酬等は、依頼者と別途協議を行い定めるものとする。

(施行)

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

(別紙) 経済的利益の算定

- 1 金銭債権は、債権総額（利息と遅延損害金を含む）
- 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 3 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- 4 賃料増額請求事件は、増額分の7年分の額
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 7 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- 8 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 9 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額
- 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 12 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額
- 13 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割

の対象となる財産の範囲および相続分につき争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額

14 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

15 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額